

令和5年12月定例県議会

教育警察常任委員会説明資料

(令和5年度1.2月補正予算等)

教育委員会



# 令和5年度12月補正予算総括表

## 教育委員会

### 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額			計	補正額の財源内訳			
		冒頭提案分	追加提案分	計		特定財源			
						国支出金	地方債	その他	一般財源
教育政策課	2,072,744			2,072,744					
学校人事課	107,842,644	1,300,643	1,228,832	109,143,287	239,051			1,061,592	
文化課	1,498,216	4,918	4,918	1,503,134				4,918	
施設課	7,912,170			7,912,170					
高校教育課	1,941,535	24,004	24,004	1,965,539	24,004				
特別支援教育課	339,731			339,731					
学校安全・安心推進課	561,843			561,843					
体育保健課	2,235,005	1,990	1,990	2,236,995	1,306			684	
義務教育課	653,028			653,028					
社会教育課	1,667,527	22,465	4,451	1,689,992			18,014	4,451	
人権同和教育課	32,178			32,178					
一般会計合計	126,756,621	1,354,020	1,264,195	128,110,641	264,361		18,014	1,071,645	

### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	341,603			341,603					
-------	---------	--	--	---------	--	--	--	--	--

### 熊本県育英資金等賞与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	672,548			672,548					
-------	---------	--	--	---------	--	--	--	--	--

### 合計

(単位：千円)

教育委員会合計	127,770,772	1,354,020	1,264,195	129,124,792	264,361		18,014	1,071,645	
---------	-------------	-----------	-----------	-------------	---------	--	--------	-----------	--

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

学校人事課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
34	事務局費	1,568,668	71,811	1,640,479			71,811	1 職員給与費 (1) 教育委員会事務局職員給 教育委員会事務局職員時間外勤務手当	71,811 71,811
	課 計	1,568,668	71,811	1,640,479			71,811		

社会教育課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
35	社会教育総務費	1,148,464	18,014	1,166,478			18,014	1 社会教育諸費 (1) こども図書館設置準備事業 こども図書館の開館に向け、建物と調和の取れた配 架・選書に係る委託料等の追加が必要となる事業に要 する経費	18,014 18,014
	課 計	1,148,464	18,014	1,166,478			18,014		

緑 越 明 許 費 補 正 ( 追 加 )

文化課

(単位：千円)

議 案 頁 数	款	項	金 額	説 明
8	教育費	社会教育費	373,374	文化財保存事業、文化財収蔵庫管理、美術館分館管理運営費及び古墳館保全計画(理由)工程の変更や資材調達に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため
8	災害復旧費	教育災害復旧費	7,954	文化財災害復旧事業(地震、豪雨)(理由)入札不調により工期が確保できなかつたことや、業者との調整及び工法変更により日数を要し、年度内の執行が困難となつたため
合 計			381,328	

施設課

(単位：千円)

議 案 頁 数	款	項	金 額	説 明
8	教育費	高等学校費	5,146,157	熊本工業高校実習棟改築工事外71件(理由)入札不調により工期が確保できなかつたこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため
8	教育費	特別支援学校費	2,326,911	松橋支援学校屋外排水設備改修工事外17件(理由)学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため
合 計			7,473,068	

高校教育課

(単位：千円)

議案 頁数	款	項	金額	説明
8	教育費	高等学校費	18,061	高等学校産業教育設備整備費 (理由) 熊本工業高校実習棟工事の着工が遅れたこと に伴い、年度内の設備設置が困難となったため
8	教育費	高等学校費	33,069	高森高校環境整備事業 (理由) 普通教室棟増築等において、設計の諸条件の 整理に日数を要し、年度内の執行が困難とな るため
合 計			51,130	

体育保健課

(単位：千円)

議案 頁数	款	項	金額	説明
8	教育費	保健体育費	88,437	県営体育施設整備事業 (理由) 藤崎台県営野球場受変電設備・監視カメラ設備 改修工事において、関係者協議に不測の日数を 要し、年度内の執行が困難となったため
合 計			88,437	

義務教育課

(単位：千円)

議案 頁数	款	項	金額	説明
8	教育費	教育総務費	20,000	湧心館高校駐輪場新築工事 (理由) 県立ゆうあい中学校(夜間中学)校舎整備工事 との調整に不測の日数を要し、年度内の執行が 困難となる見込みであるため
	合	計	20,000	

社会教育課

(単位：千円)

議案 頁数	款	項	金額	説明
8	教育費	社会教育費	148,477	青少年教育施設管理運営費 (理由) 天草青年の家の大規模改修工事において、天候 不順等により建物工事の不測の日数を要し、年 度内の執行が困難となる可能性があるため
8	教育費	社会教育費	167,512	こども図書館設置準備事業 (理由) 県立図書館の既存建物改修工事等において、関 係者協議や天候不順等により建物工事等に不測 の日数を要し、年度内の執行が困難となる可能 性があるため
	合	計	315,989	

## 債務負担行為（追加）

### 学校人事課

(単位：千円)				
議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額	説 明
14	公立学校教員採用選考査委託業務	令和6年度	22,080	教員採用選考査問題作成等委託業務 (理由) 令和6年6月の教員採用選考査までに 問題作成等を行うためには、年度内に契 約を締結する必要があるため

### 文化課

(単位：千円)				
議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額	説 明
15	県立美術館本館改修事業 熊本市	令和6年度	228,429	県立美術館本館改修事業に係る工事費 (理由) 工期を13か月程度確保する必要があるた め



施設課

(単位：千円)

議案数	事項	期間	限度額	説明
15	熊本農業高校農業センター一棟等 照明設備改修事業 熊本市	令和6年度	9,902	熊本農業高校農業センター一棟及び土木実習棟照明設備改修工事費 (理由) 夏休み期間中に工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	菊池農業高校屋上防水改修事業 菊池市	令和6年度	120,364	菊池農業高校屋上防水改修工事費 (理由) 梅雨期までに工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	菊池支援学校屋上防水改修事業 菊池市	令和6年度	23,560	菊池支援学校屋上防水改修工事費 (理由) 梅雨期までに工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	特別支援学校仮設校舎賃借	令和6年度～令和7年度 年次別内訳	42,350 16,940 25,410	大津支援学校仮設校舎賃借に係る賃借料 (理由) 夏休み期間中に賃借を開始し引越しを完了させるためには、年度内に契約締結し建設工事に着手する必要があるため

高校教育課

(単位：千円)

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額	説 明
14	県立高等学校半導体関連人材育成事業	令和6年度	29,876	県立高等学校半導体関連人材育成事業 業務委託 (理由) 令和6年4月からの事業実施が必要であ り、年度内に契約を締結する必要がある ため

特別支援教育課

(単位：千円)

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額	説 明
14	ほほえみスクールライフ支援事業	令和6年度	107,532	県立特別支援学校及び県立高等学校にお ける医療的ケア業務委託 (理由) 令和6年4月からの看護師派遣が必要で あり、年度内に医療機関との契約を締結 する必要があるため

社会教育課

(単位：千円)

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額	説 明
15	こども図書館関係業務	令和6年度	1,334	こども図書館の開館せしめ一実施業務 委託 (理由) 令和6年4月の開館に合わせて実施する ため、年度内に契約を締結する必 要があるため

# 債務負担行為補正（変更）

## 施設課

（単位：千円）

議案数	補正前			補正後			説明
	事項	期間	限度額	事項	期間	限度額	
16	県立高等学校 仮設校舎賃借	令和6年度 ～令和10年度	382,801	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	858,694	玉名高校外2校仮設校舎賃借に係る賃借料 (理由) 済々黌高校及び第一高校の仮設校舎について令和6年度以降の賃借料を変更する必要があるため
		年次別内訳			年次別内訳		
		令和6年度	74,896		令和6年度	258,187	
		令和7年度	99,861		令和7年度	283,152	
		令和8年度	99,861		令和8年度	201,335	
令和9年度	99,861	令和9年度	107,698				
令和10年度	8,322	令和10年度	8,322				

令和5年度12月補正予算県議会説明資料  
(追加提案分)

学校人事課(一般会計)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国 支 出 金	地 方 債	其 他			
追号 78	事務局費	1,568,668	18,584	1,587,252				18,584	職員給与費 (1) 教育委員会事務局職員給 支給見込額の増	18,584 18,584
追号 80	教職員費	36,455,840	493,458	36,949,298	136,070			357,388	1 教職員給与費 (1) 小学校教職員給 支給見込額の増	493,458 493,458
追号 81	教職員費	21,757,202	282,286	22,039,488	80,944			201,342	1 教職員給与費 (1) 中学校教職員給 支給見込額の増	282,286 282,286
追号 82	高等学校総務費	24,534,801	289,488	24,824,289				289,488	1 教職員給与費 (1) 高等学校教職員給 支給見込額の増	289,488 289,488
追号 83	特別支援学校費	11,768,120	145,016	11,913,136	22,037			122,979	1 教職員給与費 (1) 特別支援学校教職員給 支給見込額の増	145,016 145,016
課	計	96,084,631	1,228,832	97,313,463	239,051			989,781		

(単位：千円)

文化課（一般会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					一般財源				
					国 支出金	特 定財 地方債	財 源 その他	一般財源	
追号 85	文化費	902,983	3,361	906,344				3,361	1 職員給与費 (1) 文化課職員給 支給見込額の増
追号 86	美術館費	288,890	1,557	290,447				1,557	1 職員給与費 (1) 美術館職員給 支給見込額の増
課	計	1,191,873	4,918	1,196,791				4,918	

高校教育課（一般会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					一般財源				
					国 支出金	特 定財 地方債	財 源 その他	一般財源	
追号 78	事務局費	91,692	24,004	115,696	24,004				1 事務局運営費等 (1) 県立高校魅力化きらめきプラン【新型コロナウイルス イルス感染症対策分】 県立八代中学校におけるポストコロナを見据えた 学習環境整備のための備品購入に要する経費
課	計	91,692	24,004	115,696	24,004				

体育保健課（一般会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明	
					財源					
					国支出金	特定 地方債	その他	一般財源		
追号 87	保健体育総務費	332,640	684	333,324				684	1 職員給与費 (1) 体育保健課職員給 支給見込額の増	684 684
追号 87	体育施設費	1,392,625	1,306	1,393,931	1,306				1 県営体育施設整備費 (1) 県営体育施設整備事業【新型コロナウイルス感 染症対策分】 藤崎台県営野球場における空調設備の改修に要す る経費	1,306 1,306
課	計	1,725,265	1,990	1,727,255	1,306			684		

社会教育課（一般会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明	
					財源					
					国支出金	特定 地方債	一般財源	その他		
追号 85	社会教育総務費	1,148,464	1,831	1,150,295			1,831		1 職員給与費 (1) 社会教育課職員給 支給見込額の増	1,831 1,831
追号 85	図書館費	519,063	2,620	521,683			2,620		1 職員給与費 (1) 図書館職員給 支給見込額の増	2,620 2,620
	課 計	1,667,527	4,451	1,671,978			4,451			

第 9 号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県学校給食費等の管理に関する条例（令和4年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県は、」の次に「法第4条、特別支援学校給食法第3条及び夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき、夜間中学（夜間に授業を行う学級を置く中学校をいう。）及び」を加え、「のうち」を「のうち、」に改め、「法第4条及び特別支援学校給食法第3条の規定に基づき」及び「夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立ゆうあい中学校における学校給食の実施に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 9 号	熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 熊本県立ゆうあい中学校における学校給食の実施に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 内容 学校給食を実施する学校に夜間中学（夜間に授業を行う学級を置く中学校をいう。）を加える。 （第3条関係）</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>

第 10 号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例  
熊本県立図書館設置条例（昭和26年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（こども本の森熊本）

第4条 子どもの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供するため、図書館にこども本の森熊本を置く。

2 こども本の森熊本に、こども本の森熊本館長を置く。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 0 号	熊本県立図書館 設置条例の一部 を改正する条例 の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 内容 こども本の森熊本及びこども本の森熊本館長の設置について定める。（第4条関係）</p> <p>3 施行日 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。</p>

第 13 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	電子黒板機能付き 大型提示装置及び 実物投影机	熊本市北区徳王 一丁目6番8号 西部電気工業株 式会社熊本支社	教育用電子黒板 機能付き大型提 示装置等として 使用するため	70,290,000 円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する電子黒板機能付き大型提示装置等として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第13号	財産の取得について	<p>1 取得理由  熊本県教育委員会において使用する教育用電子黒板機能付き大型提示装置等を購入するもの。</p> <p>2 契約内容  (1) 県立学校  ○大型提示装置            331台  ○実物投影機                285台  (2) 契約の相手方：西部電気工業株式会社熊本支社  (3) 納入期限：令和6年3月22日  (4) 契約金額：70,290,000円  (5) 契約の方法：一般競争入札(WTO)</p> <p>3 スケジュール  令和5年10月 仮契約締結  令和5年12月 12月議会議決後に本契約締結予定  令和6年 3月 大型提示装置及び実物投影機を導入予定</p>

第 14 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	卓上型モニタ	熊本市中央区九品寺一丁目2番11号 西日本電信電話株式会社熊本支店	県立学校教職員用卓上型モニタとして使用するため	130,350,000 円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する県立学校教職員用卓上モニタとして、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 4 号	財産の取得について	<p>1 取得理由  熊本県教育委員会において使用する県立学校教職員用卓上型モニタを購入するもの。</p> <p>2 契約内容  (1) 県立学校  ○教職員用卓上型モニタ 5, 0 4 9 台</p> <p>(2) 契約の相手方：西日本電信電話株式会社熊本支店</p> <p>(3) 納入期限：令和6年3月22日</p> <p>(4) 契約金額：130, 350, 000円</p> <p>(5) 契約の方法：一般競争入札 (WTO)</p> <p>3 スケジュール  令和5年 9月 仮契約締結  令和5年12月 12月議会議決後に本契約締結予定  令和6年 3月 教職員用卓上型モニタを導入予定</p>

第 43 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 36 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年10月27日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

被告 個人（2人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告らは、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。



条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 4 3 号	専決処分の報告及び承認について	<p>1 専決処分した案件の名称 訴えの提起について</p> <p>2 専決処分の理由 県が行った熊本県育英資金の返還金に係る支払督促に対して債務者から異議の申立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続きを行う必要があるが、裁判所から当該手続きの速やかな実施を求められたため。</p> <p>3 内容 (1) 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件 (2) 訴えの内容 被告らは、熊本県育英資金の返還金を延滞しているため、約定に基づき延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払うよう求める。</p>

第 44 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 37 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年10月27日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

被告 個人（1人）

2 事件名 育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 4 4 号	専決処分の報告及び承認について	<p>1 専決処分した案件の名称 訴えの提起について</p> <p>2 専決処分の理由 県が行った熊本県育英資金の返還金に係る支払督促に対して債務者から異議の申立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続きを行う必要があるが、裁判所から当該手続きの速やかな実施を求められたため。</p> <p>3 内容 (1) 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件 (2) 訴えの内容 被告は、熊本県育英資金の返還金を延滞しているため、約定に基づき延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払うよう求める。</p>

第 45 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 38 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和5年5月14日熊本県民総合運動公園陸上競技場で発生した施設の不備による人身事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人 (施設利用者)	889,693円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第45号	専決処分の報告及び承認について	<p>1 専決処分した案件の名称 施設管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償額の決定</p> <p>2 和解の相手方 個人（施設利用者）</p> <p>3 損害賠償の額 889,693円</p> <p>4 事案の概要 令和5年5月14日に熊本県民総合運動公園陸上競技場で発生した天井板等落下による人身事故に関し、被害者との間で損害賠償の額を決定し、和解したもの。</p>

第 56 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を置く中学校において、本務として夜間学級の業務に従事する職員(以下「夜間中学職員」という。)に適用する給料表は、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第3条に規定する職員(第3項において「市町村立学校職員」という。)の例による。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、夜間中学職員に適用する等級別基準職務表は、市町村立学校職員の例による。

第12条第1項中「及び教育業務連絡指導手当」を「、教育業務連絡指導手当及び夜間学級担当手当」に改め、同条に次の1項を加える。

11 夜間学級担当手当は、人事委員会の定める基準により、夜間中学職員に支給する。

第13条に次の1号を加える。

(10) 夜間学級担当手当 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 第8条の2の規定により管理職手当を受ける職員 1月につき給料月額に100分の4を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 1月につき給料月額に100分の5を乗じて得た額

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

第25条の19の見出しを「（夜間定時制等勤務手当）」に改め、同条第1項中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改め、「定時制課程」の次に「又は夜間学級（中学校において夜間に授業を行うものをいう。）」を加え、同条第2項中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第4条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第10条の2」の次に「、第13条第10号」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第12条及び第13条の改正規定並びに第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第56号	熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>(4) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 教員に適用する給料表</p> <p>熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例で規定する教育職給料表（3）を適用する。</p> <p>(2) 教員に支給する特殊勤務手当</p> <p>「夜間学級担当手当」を新設し、給料月額に100分の5（管理職は100分の4）を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(3) 事務職員等に支給する特殊勤務手当</p> <p>「夜間定時制勤務手当」の支給対象とする。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、3（2）及び3（3）については令和6年4月1日。</p>





